

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月3日

【会社名】 オルガノ株式会社

【英訳名】 ORGANO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鯉江泰行

【本店の所在の場所】 東京都江東区新砂1丁目2番8号

【電話番号】 03(5635)5105

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部長 安藤実

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区新砂1丁目2番8号

【電話番号】 03(5635)5105

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部長 安藤実

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第72回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金6円(うち記念配当1円) 総額345,424,344円

ロ 効力発生日

平成29年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金1,000,000,000円を別途積立金に積み立てる。

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式5株を1株の割合で併合する。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 現行定款第6条(発行可能株式総数)に規定される発行可能株式総数を1億2,696万株から2,539万2千株に変更するとともに、現行定款第7条(単元株式数)に規定される単元株式数を1,000株から100株に変更する。

2. 上記変更の効力発生日を平成29年10月1日と定めるため、附則を設ける。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、鯉江泰行、内倉昌樹、堀比斗志、古内 力、明賀春樹、塩見正樹、西澤恵一郎、永井素夫及び照井恵光を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、和田正夫を選任する。

第6号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役豊田正彦の補欠監査役として小暮 茂を、社外監査役の補欠監査役として小森行男を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	44,878	147	20	(注) 1	可決 (98.50%)
第2号議案	44,780	245	20	(注) 2	可決 (98.28%)
第3号議案	44,839	186	20	(注) 2	可決 (98.41%)
第4号議案					
鯉江泰行	37,681	7,344	20	(注) 3	可決 (82.70%)
内倉昌樹	44,220	805	20		可決 (97.05%)
堀比斗志	44,203	822	20		可決 (97.02%)
古内 力	44,201	824	20		可決 (97.01%)
明賀春樹	44,202	823	20		可決 (97.02%)
塩見正樹	44,188	837	20		可決 (96.98%)
西澤恵一郎	43,192	1,833	20		可決 (94.80%)
永井素夫	44,447	578	20		可決 (97.55%)
照井恵光	44,696	329	20		可決 (98.10%)
第5号議案					
和田正夫	44,855	170	20	(注) 3	可決 (98.45%)
第6号議案					
小暮 茂	43,234	1,791	20	(注) 3	可決 (94.89%)
小森行男	34,016	11,009	20		可決 (74.66%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。